

10 住宅・土地、公共工事関係

ア 住宅・土地

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容						講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期					
		13年度	14年度	15年度			
土地収用法の積極的活用 （国土交通省）	都市計画事業を含め、事業の進行管理の適正化の観点から、「用地取得率が80%となった時又は用地幅杭の打設から3年を経た時のいずれか早い時期までに土地収用手続きに移行すべき」というルールが守られることが極めて重要である。したがって、当面の措置として、当該ルールについて事業主体（現場の用地担当職員を含む。）及び住民に周知徹底がなされるようにする。また、事業の進行管理に関する説明責任を果たさせる観点から、インターネット等を活用して用地取得の進捗状況、事業の見通し、事業期間延長の場合の理由や対応策等を公表するよう、事業主体に対し周知徹底する。さらに、民間の補償コンサルタント、代替地情報提供システム及び補償金仲裁制度の積極的活用を図る。		平成14年度以降逐次実施			（国土交通省） 民間の補償コンサルタントの積極的活用について、起業者における活用ニーズ調査を行った上で、ニーズの高い部門について、仕様書等の整備を行うとともに、起業者に活用を促すためのパンフレットを作成し、周知徹底を図った。 代替地情報提供システムの積極的活用について、リーフレットを作成し、各種会議・研修を通じて周知徹底を図り、参加・活用を呼びかけるとともに、国土交通省のホームページへの掲載を行った。 補償金仲裁制度の積極的活用について、各種会議・研修を通じて周知徹底を図るとともに、国土交通省のホームページへの掲載を行った。また、地方整備局において、補償金仲裁制度を活用した例がみられた。 （上記以外については、新3か年計画住宅アに引き継ぎ）	
重要無線通信電波伝搬障害対策の見直し （総務省）	今後、都市の高度利用が更に進展する中で、重要無線通信の無線局の免許人と建築主との電波伝搬障害に係る協議に際しての基本的な考え方、協議からあっせんへの手続の流れ、これら当事者相互間の情報提供の在り方等を含め協議等の手続の円滑化について検討する。		検討	結論		（総務省） 重要無線通信の無線局免許人と建築主との間の協議等の手続の円滑化について検討を行うため、平成15年5月から「電波伝搬障害防止手続の円滑化に関する研究会」を開催し、同年12月に報告書が取りまとめられ、この提言を受け、平成16年7月12日から以下の措置を行うこととした。 重要無線通信の障害原因となる高層建築物等について、当該原因部分に係る工事の制限期間が、電気通信業務に係るものは3年間、その他のものは2年間とされているが、対策期間・建築期間の現状等を考慮して、用途の違いに関わらず2年間に統一した。 無線局免許人及び建築主が早期に自主的な事前協議をスタートできるよう行政による情報提供等の制度化を図るとともに、高層建築物等の予定工事届の早期の提	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
					<p>出の制度化を図ることとした。</p> <p>同研究会の提言を踏まえ、平成16年7月に公布された「電波法及び有線電気通信法の一部を改正する法律」のうち電波伝搬障害防止制度に係る部分の施行に必要な制度整備を行い、平成16年7月12日に施行。</p>	
エレベーターの避難時利用の推進 (総務省、国土交通省)	<p>今後、都市においてますます建築物の高層化が進展するとともに、高齢化が進んでいく中で、車椅子利用者などの身体障害者や高齢者等の被災時における安全かつ迅速な避難を確保するため、エレベーター(エレベーター周辺の待機場所等を含む。)の安全性に十分配慮した上で、エレベーターの身体障害者、高齢者等の避難手段としての利用についてソフト面(避難方法等)を含め検討する。</p>		検討	結論	<p>(総務省・国土交通省)</p> <p>学識経験者等からなる検討委員会において、エレベーターの身体障害者等の避難手段としての利用について、ソフト面を含めた課題を把握するとともに、利用条件等について安全性に十分配慮することを前提として検討し、その結果をとりまとめた。その内容について行政庁等に周知することで措置する予定。</p>	
市街地再開発事業の推進方策の検討 (国土交通省)	<p>第一種市街地再開発事業の組合は、土地の所有者等からなる自治的組織であり、その運営が民主的になされることが担保されていることから、その強制的な設立が認められていることを踏まえて、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新に資する等の公共性を有する市街地再開発事業において、特に地権者が多数存在する事業について組合を含めた民間主体がより円滑に進める方策としては、いかなるものが考えられるかということについて検討する。</p>		検討	結論	<p>(国土交通省)</p> <p>市街地再開発組合の事業計画決定手続の見直し等を内容とする都市再開発法の改正を含む「民間事業者の能力を活用した市街地の整備を推進するための都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案」を平成17年2月に通常国会に提出した(平成17年4月27日公布、同年10月26日までに施行)。</p>	
31駐車場出入口規定の弾力化 (国土交通省)	<p>安全かつ円滑な道路交通が確保されると認められる場合には、駐車場法施行令(昭和32年政令第340号)の駐車場の出入口に関する規定について柔軟な対応が可能となるよう規定の弾力化を検討する。</p>		検討	結論	<p>(国土交通省)</p> <p>平成16年7月2日の駐車場法施行令の改正(平成16年政令第219号)により、駐車場の出入口に関する以下の規制緩和を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路の円滑・安全の確保に支障がないと国土交通大臣が認めるものについては、交差点における駐車場の出入口の設置を可能とする。 ・前面道路が中央分離帯等によって往復の方向別に分離されている場合、大規模駐車場について出口と入口を10メートル以上隔離することを要しないこととする。 	

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
40借家制度の更なる改善（法務省）	a 居住用建物について、当事者が合意した場合には定期借家権への切替えを認めることを検討する。		検討	結論	（法務省） aからcまでの各検討項目については、平成15年7月以降、与党議員による法改正に向けた具体的な検討が進められている状況にあり、法務省においても必要な協力等を行っているところである。与党議員による検討作業は、法務省から「借家契約の正当事由に関する裁判例調査」の結果を、国土交通省から「定期借家制度実態調査」の結果をそれぞれ聴取し、また、業界団体、借地借家人関係団体、経済団体、学識経験者等から幅広くヒアリングを行うなどした上で、議員が各検討事項についての検討を行う形で進められているものと承知している。	
	b 定期借家契約締結の際の書面による説明義務の廃止、居住用定期借家契約に関して強行規定となっている借主からの解約権の廃止について、その是非を含めて検討する。		検討	結論	（法務省） aからcまでの各検討項目については、平成15年7月以降、与党議員による法改正に向けた具体的な検討が進められている状況にあり、法務省においても必要な協力等を行っているところである。与党議員による検討作業は、法務省から「借家契約の正当事由に関する裁判例調査」の結果を、国土交通省から「定期借家制度実態調査」の結果をそれぞれ聴取し、また、業界団体、借地借家人関係団体、経済団体、学識経験者等から幅広くヒアリングを行うなどした上で、議員が各検討事項についての検討を行う形で進められているものと承知している。	
	c 借地借家法（平成3年法律第90号）上の正当事由制度について、建物の使用目的、建て替えや再開発等付近の土地の利用状況の変化等を適切に反映した客観的な要件とすることや、正当事由に関する賃貸人からの立ち退き料の位置付け・在り方について検討する。		検討	結論	（法務省） aからcまでの各検討項目については、平成15年7月以降、与党議員による法改正に向けた具体的な検討が進められている状況にあり、法務省においても必要な協力等を行っているところである。与党議員による検討作業は、法務省から「借家契約の正当事由に関する裁判例調査」の結果を、国土交通省から「定期借家制度実態調査」の結果をそれぞれ聴取し、また、業界団体、借地借家人関係団体、経済団体、学識経験者等から幅広くヒアリン	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
					グを行うなどした上で、議員が各検討事項についての検討を行う形で進められているものと承知している。	
44資産流動化計画書の記載、業務開始届出に係る添付書類に関する弾力化・簡略化 (金融庁) <金融オの再掲>	資産流動化を促進する観点から、資産流動化計画書、業務開始届出に係る添付書類の弾力化・簡略化を図ることについて所要の措置を講ずるとともに、引き続き検討する。 また、届出実務が迅速かつ円滑に行われるよう、必要な具体的措置の検討をする。 【資産の流動化に関する法律施行規則(平成14年12月内閣府令第85号)】		一部措置済 (12月施行)	検討	<金融オの再掲>	
45特定目的会社の借入先の拡大 (金融庁) <金融オの再掲>	適格機関投資家に限定されている特定目的会社の借入先を拡大することについて検討する。			検討	<金融オの再掲>	
46自己競落による競落の仕組みの検討 (金融庁) <金融ア29の再掲>	a 競落対象物件の拡大 銀行の他業禁止規定や自己競落会社が担保不動産を取得するのは親銀行が債権を回収するために真に必要な場合であって競落人が他に見出せない場合に限定されるとの規制の趣旨を踏まえたうえで、不動産市場への影響も十分勘案しつつ、銀行等の財務の健全性確保の観点等に留意して、競落対象物件の範囲を親会社に配当の見込まれるものだけでなく、子会社・関係会社に配当の見込まれるものにも拡大することを検討する。			検討	<金融ア29の再掲>	
47倒産法制の整備 (法務省) <法務イ25bの再掲>	過剰債務を抱える企業の迅速な清算が可能となる環境の整備を図るため、破産法を改正する。 なお、破産法の改正作業に際しては、賃料債権の処分等についての効力を制限している規定の在り方や、適正価格により不動産等の資産を売却した際の否認制度の在り方などについて、「破産法等の見直しに関する中間試案」に対する意見等を踏まえた検討を	検討	検討 (破産法)	法案提出 (破産法)	<法務イ25bの再掲>	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
	行い、結論を得る。					
62駐車場付置義務の弾力化 (国土交通省)	地方公共団体の参考となるよう、地区特性を加味した駐車場付置義務基準に関する考え方について検討する。		検討	結論	(国土交通省) 地区の交通特性等に応じたきめ細かい附置義務基準の設定や、交通処理計画等と連動した駐車場の効果的配置等を促進するため、平成16年7月2日に標準駐車場条例を改正し、地方公共団体に通知した。	

イ 公共工事

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
多様な入札・契約方式の推進 (国土交通省及び関係府省) <競争オ の再掲>	b 公共工事の品質確保を図る観点から、国等の機関においては、環境維持、交通の確保、特別な安全対策等価格以外の要素を重視すべき工事については、価格とともに性能等を併せて評価する総合評価落札方式による発注を積極的に推進する。			逐次措置	<競争オ の再掲>	
指名停止措置の更なる強化 (国土交通省及び関係府省) <競争オ の再掲>	違反行為に対する抑止力強化を図り、公共契約における不適当な業者の混入を排除する観点から、工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(中央公契連モデル)における贈賄、独占禁止法違反、刑法談合等の不正行為者に対する指名停止について、その運用の明確性及び手続の適正性の確保に一層留意しつつ、指名停止期間の延長等の強化を図ることを検討する。			検討	<競争オ の再掲>	
パブリック・インボルブメントの活用 (農林水産省、国土交通省)	国の各公共事業部局は、従前における取組も踏まえ、それぞれの事業の計画策定手続におけるパブリック・インボルブメントの在り方を検討し、直轄事業について早急にモデル的に導入を進める。また、こうした検討やモデル事業の状況を踏まえ、一定の成案を得た段階で、その検討成果を地方公共団体に提示し、あるいは	一部措置 済	一部措置 済	モデル事業を実施、成案を地方公共団体に	(農林水産省) 関係法律等に基づきパブリック・インボルブメント制度を創設し、着実に実施。また、関係地方公共団体に対して通知を行うなどの措置を実施。 (国土交通省)	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
	は、取組事例を取りまとめ、発表する等、地方公共団体におけるパブリック・インボルブメントの導入を支援する。			提示等	<p>河川局においては、平成9年の河川法改正により河川整備計画の策定の際に関係住民等の意見を反映させる手続きを導入したところ。この河川法の趣旨に基づき、公聴会の実施や平成17年1月までに35の一級河川において、河川整備計画の策定にあたって、学識経験者等の意見を聴くための流域委員会等を設置している。</p> <p>直轄道路事業については、平成9年度よりパブリック・インボルブメント(PI)の試行を行ってきたところ。平成13年11月には構想段階における新たな計画決定プロセスのあり方についての研究会からの提言を受け、東京外かく環状道路等において構想段階における市民参画の取組みを行っている。更に、平成14年8月には市民参画型道路計画プロセスのガイドラインを策定し、直轄事業に限定せず道路事業の計画段階における市民参画の導入を促進している。</p> <p>国営公園事業については、関東地方整備局の管内の国営公園の整備方針を内容とする整備プログラムの策定にあたり、広く意見募集を行うなどの取組みを行ってきたが、地方公共団体にPIの趣旨、必要性、内容等について提示するとともに、実施結果等の取組内容についてをHPで公表を行い、情報提供に努めている。</p>	

ウ その他

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
ダム堆砂状況調査の調査頻度の弾力化 （国土交通省） <エネ イ22の再掲>	ダム堆砂測量の頻度の最大周期を決めた上で、その範囲内において堆砂量、堆砂進行状況、洪水発生等に応じて適宜変更できるようにする。			検討・結論	<エネ イ22の再掲>	
諸外国における建設機械の騒音試験の承認 （国土交通省）	EUにおける建設機械騒音の試験について、国土交通省で定めている試験方法・基準値との整合及び承認方法等を調査し、その結果を踏まえて検討する。	検討	検討	結論	<p>（国土交通省）</p> <p>EU騒音規制と国土交通省の代騒音型建設機械指定制では、測定方法・基準値を対指定制など異なるため、現時点では全てのEU指令適合建設機械をそのまま代騒音型建設機械と認めることは困難である。</p> <p>しかし、ブルドーザ・トラクターショベル・バックホウの3機種は測定方法についてはISOに準拠し日本及びEU間において整合済である。タイヤローラ・ロードローラ・振動ローラについてはISOにて調整中である。空気圧縮機については国際規格は無いものの相互の測定方法を整合している。</p> <p>認証規程及び測定値については、実務間の意見交換を継続し、整合に向けた検討を進める。</p>	